プロジェクト 資本の特徴を有する金融商品

項目 ディスカッション・ペーパーの概要と提案の確認

本資料の目的

- 1. 国際会計基準審議会 (IASB) は、2018 年 6 月 28 日に、ディスカッション・ペーパー「資本の特徴を有する金融商品 (Financial Instruments with Characteristics of Equity; FICE)」(以下「DP」という。)を公表した (コメント期限は、2019 年 1 月 7 日)。DP は負債と資本を総称して「請求権 (claim)」と呼んだうえで、金融商品である請求権について、それを金融負債と資本性金融商品のいずれに分類するかについて検討している。
- 2. 第74回 ASAF 対応専門委員会(2018年9月26日開催)及び第393回企業会計基準委員会(2018年9月27日開催)までで、DPの主要な提案として、DPの問題意識(主に第1章)と IASBの選好するアプローチ(主に第2章)、非デリバティブ金融商品を中心とする分類及び表示の提案(主に第3章及び第6章)について概観し、2018年10月開催 ASAF会議への対応を検討した。

また、第75回 ASAF 対応専門委員会(2018年10月12日開催)では、本DPの概要のうち、主にデリバティブ金融商品と複合金融商品等に係る分類及び表示(第4章から第6章)、及び、開示その他の事項(第7章及び第8章)を紹介し、第76回 ASAF 対応専門委員会(2018年10月23日開催)では、主に、これまでの概要の理解を踏まえて、具体的な請求権の負債又は資本の分類について確認した。

3. 本資料及び参考資料(「IASB ディスカッション・ペーパー『資本の特徴を有する金融商品』の概要」)は、これまでの審議を踏まえて、DP の第 4 章から第 8 章の概要を紹介すること、及び、具体的な請求権について負債又は資本のいずれに分類されるかを確認することを目的とする。

なお、第74回 ASAF 対応専門委員会までに概観した第1章から第3章の概要については、別紙1に記載している(第6章は、デリバティブ金融商品に係るところも含めて、本文に記載している)。

第4章「デリバティブ金融商品の分類」の概要

DP の説明

(企業自身の資本に係るデリバティブ)

- 4. デリバティブは、金融資産、金融負債又は企業自身の株式を他者と交換する契約上の権利及び義務から構成される。すなわち、デリバティブ契約は、2 つの「レグ」と呼ばれる要素から構成され、それぞれのレグが権利又は義務を表している。
 - (例) 典型的なワラント: 企業は、ワラント保有者がワラントを行使した場合に、 現金の受取りと交換に企業自身の普通株式を引き渡す義務を負う。

資産レグ:現金の受取り

資本レグ:企業自身の株式を引渡し

- 5. DP は、1 つのレグが企業自身の株式の引渡し又は消滅を伴う場合、又は、デリバティブの原資産が企業自身の株式である場合を扱っており、それらを「企業自身の資本に係るデリバティブ」と呼んでいる。
- 6. また、DP は、企業自身の資本に係るデリバティブは大きく次の 2 つに分類できる としている(ただし、これには総額決済のほか、現金又は株式での純額決済があり 得る)。
 - (1) 資産と資本を交換するデリバティブ

企業自身の株式を引き渡すとともに資産を受け取る:資産と資本をともに新規 に認識する 例:ワラント

- (2) 負債と資本を交換するデリバティブ
 - ① 企業自身の株式を引き渡すとともに負債が消滅する 例:転換社債
 - ② 負債と交換に企業自身の株式が消滅する 例:企業自身の株式の買戻し契約

このうち、DP 第 4 章では(1)及び(2)①について検討しており、DP 第 5 章で(2) ②について検討している。

(IASB の選好するアプローチのデリバティブへの適用)

7. DPでは、デリバティブの分類に関して、まず、次の2点を検討している。

(1) デリバティブを全体で分類すべきか、レグに分解して分類すべきか。

デリバティブのそれぞれのレグの特性を反映するようにデリバティブを各レグに分解するアプローチも検討したが、それに伴う困難も考慮し¹、全体で分類すべきとした。

(2) (1) の結論を踏まえて、全体で分類する場合に、それを資本に分類せずに資産 又は負債のいずれかとするか、又は、資本に分類することもあり得るとするか。

資本に分類する可能性を閉ざすと、分類を通じて提供する情報の有用性が低下する等の困難も考慮し、資本に分類することもあり得るとした。

8. そのうえで、IASB の選好するアプローチをデリバティブにどのように適用するかについて検討している。

IASB の選好するアプローチのデリバティブへの適用

9. DPでは、IASBの選好するアプローチにおける時点特性の要件と金額特性の要件を企業自身の資本に係るデリバティブに適した表現に調整している(図表 1)。当該要件の適用は非デリバティブの場合と同様に、デリバティブが時点特性の要件又は金額特性の要件のいずれかの要件を満たす場合には負債(又は資産)に分類し、いずれも満たさない場合には資本であるとしている。

¹次の課題が指摘されている (DP4.20項)。

⁽¹⁾ 契約の権利と義務の相互依存性を考えた場合に、結果として生じる構成要素が資産、負債又は資本の定義を満たすか否かに関する概念上の課題が生じること。

⁽²⁾ 企業が支配しない可能性のある資産と企業が未発行の資本を財政状態計算書において総額で表示する結果となること。

⁽³⁾ デリバティブを構成要素に分解して個々に測定することの実務上の課題が生じること。

⁽⁴⁾ デリバティブを構成要素に分解しない IFRS 第9号等の取扱いとの不整合があること。

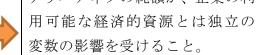
⁽⁵⁾ 前身 FICE プロジェクトにおいて、複雑性とコストの懸念から棄却された再評価予想結果 アプローチと同様のアプローチとなる可能性があること。

図表1 デリバティブに適用される要件

		_
	IASB の選好するアプローチ	
時点特	清算時以外の所定の時点に	
性	おいて、経済的資源を移転す	
	る回避不可能な義務がある	
	こと。	
金額特	企業の利用可能な経済的資	
性	源と独立の金額に対する回	
	避不可能な義務があること。	
]



対応するデリバティブの要件 デリバティブが、企業に清算時以 外の所定の時点に、その純額について、資産の引渡しを要求する可 能性がある、及び/又は、資産を 受け取る権利を含むこと。 デリバティブの純額が、企業の利



図表 1 の時点特性についてのデリバティブの要件は、非デリバティブに対する IASB の選好するアプローチをそのままデリバティブにあてはめたものと考えられる。

これに対して、金額特性の要件についての IASB の選好するアプローチからデリバティブの要件への調整は、次のように、デリバティブの複数のレグの影響を考慮して行っている。

- (1) まず、デリバティブにとっての「金額」は、デリバティブを全体として分類するとの本資料の第7項(1)の決定を反映して、デリバティブを構成する複数のレグの純額とされている。
- (2) 次に、それぞれのレグは、レグの金額を決定する変数(例えば、金利、外貨又は株価)の影響を受けるとされ、この場合の変数には、企業の利用可能な経済的資源と独立の場合(「独立変数」)²の場合と独立でない場合(「非独立変数」)³の2種類があるとされる。

こうした変数の種類から、デリバティブには、複数のレグの純額(デリバティブの金額)が独立変数のみによるもの、独立変数と非独立変数の両方に影響を受けるもの(「部分的に独立したデリバティブ」)、非独立変数のみによるものの3種類があるとされる。

部分的に独立したデリバティブの例:

外貨での固定金額を企業自身の固定数の株式の引渡しと交換に受取ること

² DP では、商品指数に連動した金額の現金の受取りが例示されている。

³DPでは、企業自身の株式の価格が例示されている。

を企業に要求するデリバティブ

(3) (1) 及び(2) を踏まえて、デリバティブの金額が独立変数のみによるもの及び部分的に独立したデリバティブは金額特性の要件を満たすとされ、非独立変数のみによるものは満たさないとされる。

このうち、部分的に独立したデリバティブは独立変数に影響を受ける部分と 非独立変数に影響を受ける部分の両方から構成されるため、そのデリバティブ 全体を資産又は負債に分類すると、非独立変数から生じる帳簿価額の変動を収 益及び費用に含める等の問題が生じるとしているが、そうした問題については、 第6章で検討する収益及び費用の区分表示によって緩和できると考えている とされている。

図表 2 デリバティブの分類

			金額特性(*2)	
		地士の本料の 7.	独立の変数と独立で	独立ではない変数の
		独立の変数のみ	ない変数の両方(部 分的に独立)	み
時点特性	清算前に 純額現金 決済され る	金融負債/資産	金融負債/資産	金融負債/資産
(*1)	清算前に 純額現金 決済され ない	金融負債/資産	金融負債/資産	資本

- (*1) 当該デリバティブは、企業に清算時以外の所定の時点に、その純額について、資産の引渡しを要求する可能性がある、及び/又は、資産を受け取る権利を含むか否か。
- (*2) 当該デリバティブの純額が、企業の利用可能な経済的資源と独立の変数の影響を受けるか、及び/又は、独立ではない変数の影響を受けるか。

IAS 第 32 号との比較

10. IAS 第 32 号では、デリバティブに対して、「固定対固定」条件が分類原則に適用されている(IAS 第 32 号第 16 項(2)②)。

「固定対固定」条件:デリバティブが企業自身の株式で決済されるか、又は、決済される可能性がある場合に、固定額の現金その他の金融資産を固定数の企業

自身の株式と交換することによってのみ決済される場合に、デリバティブは資本とされる。

- 11. 前項の「固定対固定」条件を満たすデリバティブは、デリバティブの純額が企業自身の株式の価格のみに依存するため、当該デリバティブの純額が非独立変数のみの影響を受ける場合に該当する。このため、「固定対固定」条件を満たす場合は DPで提案される金額特性の要件を満たさない場合にあたり、ほとんどのデリバティブにおいて(「満たす」、「満たさない」が反対になるだけで) DPと IAS 第32号の分類結果は同じであると予想されている。ただし、一部のデリバティブについては、次のとおり、異なる可能性がある。
 - (1) 固定数の企業自身の株式と固定金額の可変数の企業自身の株式の純額について、株式決済するデリバティブ

IAS 第 32 号では「固定対固定」条件は総額決済を対象とするため、純額で「固定対固定」条件と同じ状況でも、当該デリバティブは資本とされず、負債(又は資産)とされる。しかし、DPのアプローチでは、決済方法には依存しないため、資本に分類される。

(2) 外貨建株主割当発行: IAS 第 32 号では「固定対固定」条件の例外として資本 に分類されるが、DP のアプローチでは、デリバティブの純額が独立変数(外国 為替)に影響を受けるため、負債(又は資産)に分類される。

質問5

IASB の企業自身の資本に係るデリバティブの分類に関する予備的見解は以下の通りである。

- (a)デリバティブ全体を負債(若しくは資産)又は資本に分類する
- (b)企業自身の資本に係るデリバティブは、次のいずれかの条件を満た す場合に、負債(又は資産)に分類する。
 - (1) デリバティブが、その純額について、企業に清算時以外の所定の 時点に経済的資源を引き渡すよう要求する可能性がある(及び/ 又は、現金を受け取る権利を含む)こと。(時点特性の要件)
 - (2) デリバティブの純額が、企業の利用可能な経済的資源から独立した変数に影響を受けること。(金額特性の要件)

こうした提案に同意するか、同意しないか。また、それはなぜか。

DP の説明(つづき)

(企業自身の資本に係るデリバティブの純額に影響を与える変数に関するガイダンス)

- 12. IASB は、デリバティブの純額に対して、どの変数が企業の利用可能な経済的資源 と独立な影響を与えるかについて、主に、本資料第 10 項の「固定対固定」条件を 適用する際に課題とされてきた変数を対象に検討した。その検討の結果は次の通 りである。
 - (1) 以下の変数は、すべての状況において、独立変数である。
 - ① 企業の機能通貨以外の通貨及び固定単位の金融資産
 - ② 企業の経済的資源の全体又は特定部分から独立していない変数

企業の利用可能な経済的資源とは、認識された又は未認識の資産合計のうち、企業に対する他のすべての請求権を控除した残余資産を意味するため、他のすべての請求権を控除する前の経済的資源に依存する変数は独立変数であるとしている。この例として、DPは、企業の資産合計や資産の変動を反映した業績指標(例えば、EBIT(金利税金控除前利益))を例示している。

- (2) 他方で、以下の変数は、状況によっては非独立変数と考えられるが、必ずしも すべての状況で非独立変数である訳ではない。
 - ① 貨幣の時間価値
 - ② 希薄化
 - ③ 資本性金融商品の保有者への分配
 - ④ 非支配持分
 - ⑤ 偶発事象

第5章「複合金融商品及び償還義務の取決め」の概要

DP の説明

13. DP4.37 項では、負債と資本を交換するデリバティブは、通常、非デリバティブ金融商品(主契約である金融商品)への組込デリバティブとして存在し、企業の既存

の金融負債又は資本性金融商品を消滅させる場合があるとしており、この関係があるため、企業は当該デリバティブの権利及び義務を、消滅するか又はその可能性のある既存の金融商品の権利及び義務とともに考慮すべきであるとの予備的見解を示し、一部のデリバティブの検討を第5章に行うこととしていた。

- 14. これを受けて第5章では、負債と資本を交換するデリバティブ(特に、資本性金融商品を消滅させる契約)の検討を行うとともに、当該デリバティブが組込デリバティブとなる場合の複合金融商品等について検討を行っている。
- 15. 当該検討にあたり、DP5.2項、DP5.7項は、すべての類似した権利及び義務について分類を整合的にすべきとの方針を示している。

(DP からの引用)

- 5.2 第2章に記述した評価を財務諸表利用者が行うための比較可能な情報を提供する ためには、すべての類似した権利及び義務について、企業が当該権利及び義務を どのように組成したのかに関係なく、分類を整合的にすべきである。そうしない と、財務諸表において提供される情報が、契約上の取決めの経済的実質ではなく 形式を反映する可能性がある。当審議会の目的は、決済結果は同じであるが下記 の5.3項から5.7項に記述するように異なる方法で組成されているすべての取決 めの分類の間での整合性を達成することである。
- 5.7 同様の契約上の権利及び義務を伴う契約上の取決めの経済的実質を整合的な方法 で反映するため、代替的な決済結果のある金融商品の分類は、下記に関係なく、 整合的であるべきである。
 - (a) 消滅する金融商品が次のどちらなのか
 - (i) 金融負債 当該金融負債を企業自身の資本性金融商品の引渡しと 交換に消滅させる結果となる可能性のあるデリバティブと組み合わ されたもの
 - (ii) 資本性金融商品 当該資本性金融商品を金融負債の定義を満た す義務と交換に消滅させる結果となる可能性のあるデリバティブと 組み合わされたもの
 - (b) 負債・資本交換デリバティブが同一の契約の一部(組込デリバティブ) なのか、それとも別個の契約なのか
 - (c) 決済結果が、保有者の制御が及ぶものなのか、それとも企業と保有者の 両方の制御が及ばない不確実な将来事象を条件としているのか

(代替的な決済結果のある金融商品(企業(発行者)が結果を制御できない場合))

16. DP は、次の商品のように、オプションの保有者の選択によっていずれかの結果(両方ではない)が生じる商品(「代替的な決済結果のある金融商品」)を例として、類似した権利及び義務の間の分類の整合性について検討している。

金融商品の例

- (A) 企業が保有者に対して 2 年後に CU110 を支払う債券について、当該債券を普通株式 100 株に転換する売建オプションが同一契約に含まれる。(複合金融商品の一例(転換社債))
- (B) 企業が保有者に対して 2 年後に CU110 を支払う債券があり、当該債券を普通 株式 100 株に転換する売建オプションが、別個に存在する。
- (C) 企業が保有者から 2 年後に CU110 で売り戻しを要求される可能性のある株式 が 100 株ある。(複合金融商品の一例 (プッタブル株式))
- (D) 企業が発行済みの普通株式 100 株があり、当該株式を 2 年後に CU110 で買い 戻す売建オプションが別個に存在する。

金融商品の権利及び義務の類似性

(A)と(B)については、商品の要素を同一契約とするか、別個のものとするかの組成の違いに過ぎないとされ、いずれも、CU110を支払う義務と、保有者の選択により CU110を支払う義務を、普通株式 100 株を引き渡す義務に交換する代替的な義務を表すとされる。(C)と(D)についても同様に、商品の組成の違いはあるが、実質的に同じ契約上の義務を表すとされる。

また、(A)(及び(B))と(C)(及び(D))については、2年の期間終了時に、企業は CU110を支払うか、普通株式 100株を引き渡す((C)(及び(D))の場合には、普通株式 100株が残る)とされ、異なる契約の組合せにより同じ決済結果が生じるとされ、両者の類似性が説明されている。

- 17. 上記の例の検討を踏まえて、類似の権利及び義務について整合性を図る観点で、次の取扱いとすることが提案されている。
 - (1) 前項(D)に含まれる売建オプションのように、資本性金融商品を消滅させる<u>単</u>独のデリバティブについては、前項(D)に示したように、当該デリバティブと、

消滅するか又はその可能性のある基礎となる非デリバティブ資本性金融商品を契約上の権利及び義務のグループ (DP では当該グループを「償還義務の取決め」と呼んでいる)とする。(DP5.15項)

- (2) そのうえで、複合金融商品である(A)と(C)、償還義務の取決めの(D)については、整合的に次を適用して、金融負債部分と資本部分を別個に分類する(その結果、第4章で検討済みの(B)と同様の結果となる)。(DP5.12 項から DP5.14 項、DP5.16 項)
 - ① 第3章で検討した IASB の選好するアプローチの非デリバティブ分類原則 (本資料の第9項)を適用して、回避不可能な契約上の義務を非デリバティブ金融負債に分類する。
 - ② 残余部分について、第4章で検討した IASB の選好するアプローチのデリバティブ分類原則(本資料の第9項)を適用して、金融負債(又は金融資産)、又は資本性金融商品に分類する。
- 18. 前項(1)のグループを考慮することは、金融負債の特性を有する義務と交換に企業自身の株式を消滅させる可能性のあるデリバティブにのみ適用され、他のデリバティブには適用されないとしている。これは、類似した契約上の権利及び義務の整合的な分類の達成と、第2章で識別した評価にとって有用な情報を提供するのに必要(当該デリバティブは、無条件の支払義務があり、企業のキャッシュ・フローに対して、単純な債券と同様の影響を与える)なためとされている。(DP5.17項及びDP5.18項)

(設例: DP5.34項)

- 19. 金融負債と資本を交換する契約に対して、IASB の選好するアプローチは次のよう に適用される。
 - (例 1) 転換社債: 企業は CU100,000 で、2 年後に CU110,000 を支払う社債を発行する。社債には CU110,000 を受け取る代わりに、100,000 株の普通株式を受け取る権利が付与されている。さらに、以下を仮定する。
 - ① 社債には利息の支払はなく、期限前償還は禁止されている。
 - ② 2年後のCU110,000の現在価値は、CU82,000である。
 - ③ 当該普通株式の2年後の株価はCU1.25である。

(例 2) 売建プット・オプション:企業は 100,000 株の普通株式を 1 株あたり CU0.9 で発行する。同時に、100,000 株の普通株式に対する行使価格 CU1.1 のプット・オプションを発行する。当該プット・オプションは、2 年後に行使可能で、企業は CU10,000 のプレミアムを受け取る。償還金額 CU110,000 の現在価値は CU82,000 である。当該普通株式の 2 年後の株価は CU1.25 である。

いずれの例においても、次の点が当てはまる。

- (1) CU110,000 を支払う義務は、IASB の選好するアプローチでは負債に該当する (時点特性の要件)。CU82,000 (割引後)から CU110,000 (割引前)への割引の 巻戻し効果も含めて、当初認識後の会計処理は IFRS 第9号に従う。
- (2) (1) の負債と 100,000 株を交換するオプションは資本部分である。設例では、 オプションが行使される場合と行使されない場合の両者を考える。

(例1) 転換社債

	借方		貸方	
構成要素の識	現金	100,000	金融負債	82,000
 別と当初認識			資本) 転換オプシ	ョン 18,000
	当初認識時、転換	社債は負債部	分と資本部分に分离	准される
当初認識後	支払利息	28,000	金融負債	28,000
	IFRS 第 9 号に従い	·会計処理		
資本での決済	金融負債	110,000	資本)普通株式	128, 000
のケース	転換オプション	18,000		
	社債が普通株式に	より決済され	る。社債と転換オス	プションの認
	識を中止し、普通	株式を認識す	る。	
負債での決済	金融負債	110,000	現金	110,000
のケース	資本) 転換オプシ	ョン 18,000	資本)普通株式へ帰	帚属 18,000
	社債の認識を中止	し、転換オプ	ションの帳簿価額を	と資本内で移
	転させる。			

(例2) 売建プット・オプション

	借方		貸方	
構成要素の識	現金	90,000	資本)普通株式	90,000
 別と当初認識	株式発行の当初認識			
	現金	10,000	金融負債	82,000
	資本) 普通株式	90,000	資本) 転換オプション	18,000
	プット・オプション発	行時、普	通株式の認識を中止し、	償還義
	務に関する負債と転換	オプショ	ンを認識する。	
当初認識後	支払利息	28,000	金融負債	28,000
	IFRS 第9号に従い会計	処理		

資本での決済	金融負債	110,000	普通株式	128, 000
のケース	資本)転換オフ	プション 18,000		
	オプションが行	f使されない場合	、償還義務に関	引する負債と転換
	オプションの認	認識を中止し、普	通株式を認識す	する
負債での決済	金融負債	110,000	現金	110,000
のケース	資本)転換オフ	プション 18,000	資本)普通株式	大へ帰属 18,000
	オプションが行	f使され現金で決	済される場合、	金融負債の認識
	を中止し、転換	東オプションの帳	簿価額を資本区	りで移転させる。

(IAS 第 32 号の課題への対応)

- 20. IAS 第 32 号は、複合金融商品の負債部分及び企業自身の株式を消滅させ現金又は他の金融資産を引き渡す義務⁴について、それぞれ前項の(例 1)と(例 2)のような会計処理を要求しているが、両者の相互関係について議論していない。このため、IAS 第 32 号には次のような課題があるとされている。
 - (1) 可変数の株式を引き渡すことによってプット・オプションが決済される場合に も、規定を適用するか (IAS 第 32 号第 23 項では、企業が自らの資本性金融商 品を現金その他の金融資産で購入する義務が対象とされている。脚注 4 参照)。
 - (2) IAS 第 32 号第 23 項 (脚注 4(1)参照) で、資本から分類変更するとされている ものの、どのように分類変更するか。
- 21. DP の予備的見解では、非支配持分に係る売建プット・オプション (NCI プット)を 含む償還義務契約や複合金融商品に整合的な会計処理を要求している。この場合、 負債部分を識別する要求事項は、その義務が企業の利用可能な経済的資源から独立していれば、可変数の企業自身の株式を引き渡す償還義務契約にも適用される ため、前項(1)の疑問に回答していることになる。

⁴ IAS 第 32 号第 23 項は、企業が自らの資本性金融商品を現金又は他の金融資産で購入する義務を含んだ契約(例外的プッタブル金融商品及び例外的清算時償還金融商品を除く)を、以下のように会計処理することを規定している。

⁽¹⁾ 償還金額の現在価値を金融負債として認識・測定し、資本から分類変更する。 これは、契約それ自体が資本性金融商品である場合であっても当てはまる。企業が 自らの資本性金融商品を購入する契約上の義務も、購入の義務が相手方の償還権行使 を条件としている場合であっても、償還金額について金融負債を認識する。

⁽²⁾ 当該金融負債は IFRS 第9号に従って事後測定する。

⁽³⁾ 当該契約が引渡しをせずに消滅する場合には、当該金融負債の帳簿価額を資本に分類変更する。

- 22. また、DPの予備的見解によれば、資本の部の会計処理も明確化され、NCI プットの場合には、連結財務諸表で次の会計処理が要求されることとなる(本資料の第 19項の例 2 を参照)。
 - (1) 償還金額で負債部分を認識する(当初認識後は、IFRS 第9号に従い測定する)。
 - (2) プット・オプションの発行日にプット・オプションが対象とした NCI (NCI を表す子会社の普通株式) の認識を中止する。
 - (3) 子会社の株式に関する (黙示的な) 売建コール・オプション⁵に関する資本部分を認識する。

(代替的な決済結果のある金融商品(企業(発行者)が結果を制御できる場合))

23. DP では、企業によって制御される代替的な決済結果のある金融商品をどのように 分類することになるかについて、次のリバース転換社債を例として検討を行って いる。

リバ<u>ース転換社債</u>

<商品の決済条件>

企業は、自社が発行した債券を以下のいずれかにより決済できる。

- (1) 任意の時点で企業自身の株式 100 株を引き渡す
- (2) 債券の満期時に CU110 の現金を支払う

<商品に関する DP の分析>

当該金融商品は、金融負債部分を含まないとされ⁶、固定数の資本性金融商品を 引き渡す義務と、その代わりに現金を引き渡すことによって当該義務を消滅さ せるという企業の権利から構成されると分析されている。

上記の例のように、企業が金融負債の特性を有する決済結果を回避する無条件の権利を有している場合には、金融商品には金融負債部分は含まれないとされるが、その一方で、代替的な決済結果があることについて、どのような情報を提供す

⁵ 第 19 項 (例 2) で検討したように、NCI と NCI プットの組合せから、まず償還金額に係る負債部分を認識した結果、(黙示的な) 転換オプション (売建コール・オプション) が残ることとなる。

⁶ ただし、金融負債の特性を間接的に有する義務を設定する場合 (第8章参照) を除くとされている。

べきか(主契約から分離するか、表示や開示の工夫で対応するか)に関しては、特 段の予備的見解を設けていない。

(第5章の予備的見解のまとめ)

24. DP5.48 項に、本章の予備的見解がまとめられている。

(DP5.48項の引用)

当審議会の予備的見解では、当審議会の選好するアプローチを適用すると、企業は次の ことを行うことになる。

- (a) 資本性金融商品を消滅させる単独のデリバティブについては、当該デリバティブから生じる契約上の権利及び義務のパッケージと、消滅するか又はその可能性のある非デリバティブ資本性金融商品を考慮する。識別した後は、契約上の権利及び義務のパッケージは、分類の目的上、複合金融商品と整合的に分析されることになる。
- (b) 複合金融商品又は償還義務の取決めについては、金融負債と資本性金融商品を別々に分類する。企業が金融負債の特性を有する決済結果を回避する無条件の権利を有していない場合には、企業は次のことを行う。
 - (i) その回避不可能な契約上の義務を非デリバティブ金融商品に分類する(当審議会の選好するアプローチの非デリバティブ分類原則を適用)
 - (ii)残りの権利及び義務を、資本性金融商品、金融資産又は金融負債に分類する(当 審議会の選好するアプローチのデリバティブ分類原則を適用)
- (c) 企業が金融負債の特性を有する金融商品のすべての決済結果を回避する無条件の 権利を有している場合には、当該金融商品は金融負債部分を含んでいない。

質問6

企業が負債の特徴を有する決済の結果を回避する無条件の権利を有さない場合の、IASBの予備的見解は、本資料の第24項のとおり、DP5.48項(a)及び(b)に纏められる。

こうした提案に同意するか、同意しないか。また、それはなぜか。

企業が負債の特性を有する全ての決済結果を回避する無条件の権利を 有している場合 (DP5.48 項(c)) について、(1)組込みデリバティブの区分 表示や(2)資本の中での帰属等による表示や開示を検討した。

- (a) IASB はこの問題についてさらに検討すべきか、すべきでないか。また、それはなぜか。
- (b) もし、検討すべきと考えるのであれば、どのアプローチが最も有効か。また、それはなぜか。

第6章「表示」の概要

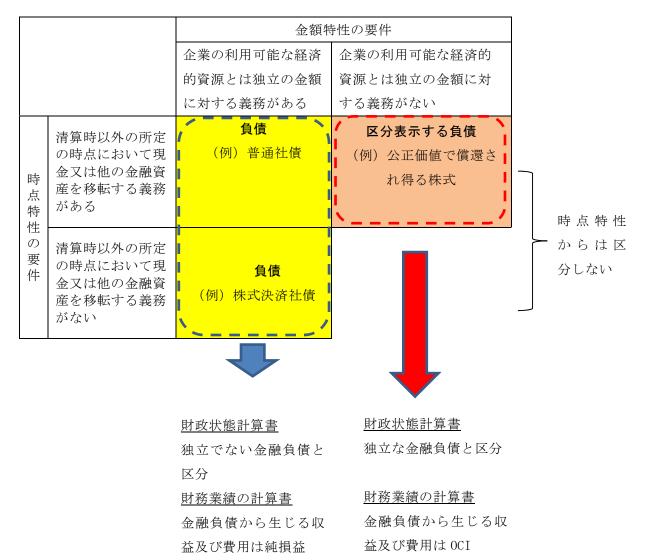
DP の説明

(金融負債に関する表示)

- 25. DP は、貸借対照表ソルベンシー及びリターンに関する評価の観点(第2章を参照) から、次のような表示を行うことを予備的見解としている。
 - (1) 財政状態計算書では、次の帳簿価額を区分表示する。
 - ① 企業の利用可能な経済的資源と独立の金額に対する義務を含んでいない (企業の利用可能な経済的資源の金額に依存する)金融負債
 - ② 純額がどの独立変数の影響も受けない (企業の利用可能な経済的資源に依存する変数に影響を受ける) デリバティブ金融資産及びデリバティブ金融 負債⁷
 - ③ 部分的に独立したデリバティブの一部
 - (2) 財務業績の計算書では、(1)①から③から生じる収益及び費用をその他の包括利益(OCI)に表示し、その後に純損益への振替(リサイクリング)は行わない。
- 26. また、DP は、資金流動性及びキャッシュ・フローに関する評価に関しては、他の IFRS 基準による表示及び開示により、既に十分な情報の提供が行われており、追 加的な表示は必要ないとしている。

⁷独立デリバティブは、要素別 (disaggregation approach) ではなくデリバティブ全体 (criteria-based approach) を区分表示する。

図表3 金融負債の区分表示



区分表示に関する予備的見解

- 27. 本資料の第 25 項(1)及び(2)の区分表示は、主に、財務業績の計算書の観点を基礎に提案されている。すなわち、DP は、本資料の第 25 項(1)①から③から生じる収益及び費用について、次の点から区分表示することが有用であるとしている。
 - (1) これらの収益及び費用は、企業の財務業績の評価への目的適合性がない8。
 - (2) これらの帳簿価額の変動を純損益に認識することは、企業の資産と負債の変動

⁸ DP6.12項(a)。企業の利用可能な経済的資源から独立している金融負債が評価への目的適合性があるとしていることから、利用可能な経済的資源に依存する金融負債について目的適合性がないとしているものと考えられる。

を不完全に認識することから生じる会計上のミスマッチにより、直観に反するように見える可能性がある。

- 28. また、DP は、区分表示する収益及び費用の表示を検討し、OCI で区分表示するとした。OCI の区分表示に関しては、次の相対的な利点と欠点を検討し、OCI が区分表示のより効果的な方法になると判断したものである。
 - (1) 0CI の相対的な利点
 - ① 企業の利用可能な経済的資源の変動による収益及び費用と純損益に表示される収益及び費用との間の区別がより明確となる。
 - ② 純損益の目的適合性を高める(概念フレームワークの第7.17項は、損益は原則として純損益に含めるものの、より目的適合的となる場合もしくは財務業績をより忠実に表現できる場合には、資産又は負債の現在の価値(current value)の変動を OCI に含める例外を認めている。)。
 - ③ 会計のミスマッチに関する懸念 (第27項(2)参照) を軽減する。
 - (2) OCI の相対的な欠点
 - ① 新しい OCI の使用方法を許容することになる。
 - ② 一部の負債性の変動を純損益に含まなくなる可能性がある。
 - ③ 純損益に影響を与えないよう、当該取扱いに該当するようなかたちで金融 商品を組成する誘因を企業にもたらす。
- 29. また、将来においてもこうした収益及び費用の性質は変わらないため、純損益にリサイクリングしないとしている。

区分表示を行う部分的に独立したデリバティブ

- 30. 企業の利用可能な経済的資源と部分的に独立なデリバティブに関しては、企業の利用可能な経済的資源と独立な部分と依存する部分の組合せであるため、区分表示をどのように適用するかが問題となる。
- 31. この点、DPでは、独立な部分と依存する部分を分解するアプローチ(「分解アプローチ」)と、分解せずに一定の要件を満たすもののみを区分表示する(OCIとする)アプローチ(「要件ベースのアプローチ」)の2つを検討し、表示の要求事項の目的をより適切に達成するとの評価から、要件ベースのアプローチを採用することとした。要件ベースのアプローチにおいて、区分表示される金融負債の要件は次のと

おりである。

- (1) デリバティブの純額価値が、当該デリバティブの表示通貨であって企業の機能 通貨でない通貨以外の独立した変数から影響を受けない。
- (2) 外国通貨のエクスポージャーにレバレッジがかかっていない。
- (3) 外国通貨のエクスポージャーがオプションの特徴を有していない。
- (4) 外的な要因(法律、規制、商慣行など)により、外国通貨で表示している。

要件ベースのアプローチの混合金融商品への適用

- 32. DP は、前項の取扱いを踏まえて、混合金融商品に含まれる組込デリバティブに対する区分表示について次の 2 つの方法を提示しているものの、予備的見解は示していない。
 - (1) 区分表示を主契約の金融商品から分離された組込デリバティブに対してのみ 適用する。組込デリバティブが分離されない場合には、混合金融商品全体が、 企業の利用可能な経済的資源に依存する場合にのみ適用する。
 - (2) 主契約から分離されているか否かに関わらず、全ての組込デリバティブに適用する。この場合、区分表示のため、すべての組込デリバティブを分離することになる。

質問7

IASB の予備的見解 (本資料の第 25 項及び第 26 項) に同意するか、同意しないか。また、それはなぜか。

また、IASB の混合金融商品の組込デリバティブについて、区分表示を 求めることを検討した。どちらのアプローチが望ましいと考えるか。

(資本性金融商品に関する表示)

- 33. 同じ資本に区分される金融商品でも、異なる特性を反映して、異なる金額の残余リターンの配分を生じさせる可能性がある。こうした特性の違いは、例えば、次のようなものがある。
 - (1) 清算時の優先度(例えば、非累積型優先株式)

- (2) ペイオフ (ワラント) 及び偶発性 (オプション)
- (3) 配当、買戻し、その他分配に関する制限
- 34. DP では、こうした特性の違いに関する情報は財務諸表利用者が資本性金融商品の間での分配に関して分析を行う際に有益とし、次のような方法で、企業が資本性金融商品に関する情報を提供することを検討している。
 - (1) 持分変動計算書において、企業の発行する普通株式以外の資本性金融商品に対しても、包括利益を帰属させることにより、リターンの分配に関する情報を提供する(本章で検討)。
 - (2) 潜在的な普通株式の希薄化や資本性デリバティブの公正価値に関する開示情報を改善する(第7章で検討)。

持分変動計算書における包括利益の帰属(第34項(1))

- 35. 現行の IAS 第 1 号「財務諸表の表示」(以下「IAS 第 1 号」という。) は、財務業績 計算書、財政状態計算書、持分変動計算書において、次の点を要求している
 - (1) 財務業績計算書の純損益の部及びその他の包括利益の部に加えて、当期の純損益及びその他の包括利益の配分として、非支配持分と親会社の所有者に帰属する当期の純損益と包括利益をそれぞれ表示すること(IAS 第1号第81B項)。
 - (2) 財政状態計算書及び持分変動計算書の資本の部を、少なくとも非支配持分及び 親会社持分に分けて表示する (IAS 第1号第54項(q)及び(r))。
 - (3) 持分変動計算書には、①当期の包括利益を非支配持分及び親会社持分にそれぞれ帰属させた金額、②所有者としての所有者との取引、に由来する持分の変動に関する情報を含んでいる(IAS 第1号第106項)。
- 36. また、IAS 第 33 号「1 株当たり利益」(以下「IAS 第 33 号」という。)では、企業が普通株式以外の資本性金融商品を発行している場合に、それらに対しても純損益を帰属させることを要求しているが、情報は限定的としている。
- 37. これらの現行の開示を踏まえて、DPでは、本資料の第34項(1)に関して、IAS第1号で要求される情報を、資本合計及び資本変動を普通株式と普通株式以外の資本性金融商品との間で分解すべきとの予備的見解を示している。当該分解(包括利益合計の他の資本性金融商品への帰属の拡張)は、資本性金融商品の異なる特性が資本性金融商品の間でのリターンの分配に与える影響についての情報提供を改善するとしている。

資本の各クラスに帰属させるべき金額ー非デリバティブ資本性金融商品

38. DP の予備的見解では、純損益及び OCI 合計の資本性金融商品に対する帰属は、現行の IAS 第 33 号における普通株式に対する基本的 1 株当たり利益の計算方法に従うべきである 9としている。

資本の各クラスに帰属させるべき金額ーデリバティブ資本性金融商品

- 39. DP では、デリバティブ資本性金融商品に対する包括利益の帰属方法を検討し、次の複数の候補を示しているが、予備的見解には至らなかったとしている。
 - (1) 全面公正価値アプローチ: デリバティブの公正価値の変動額を当該デリバティブへ帰属させ、包括利益の残余部分を普通株式に帰属させる。
 - (2) 期中平均アプローチ: 資本の内訳項目の期中平均公正価値合計に対するデリバティブの期中平均公正価値の割合に基づき包括利益をデリバティブに帰属させる。
 - (3) 期末日アプローチ:資本の内訳項目の期末日の公正価値合計に対するデリバティブの期末日の公正価値の相対的割合に基づき、期末における当該デリバティブに対する帰属可能純資産を計算し、当該デリバティブの期首帳簿価額と帰属可能純資産との差額を当該デリバティブに帰属させる。
 - (4) 開示のみ、帰属を行わない。

⁹ IAS 第 33 号は、基本的 1 株当たり利益の計算にあたり、例えば、次の金額を調整することを要求している。

⁽¹⁾ 非累積型優先株式に対する優先配当の税引後金額及び当該株式の買戻しのために支払 われた対価の帳簿価額と公正価値との差額

⁽²⁾ 事前に決められた算式に従って普通株式の配当に参加する資本性金融商品(参加型資本性金融商品)に配分された金額

図表 4 それぞれの帰属アプローチの利点及び欠点

	利点	欠点
(1) 全面公正価値 (2) ##	 負債に分類されるデリバティブと同様の情報が提供される オプション契約の公正価値は、普通株式が発行される可能性がある確率を反映する 公正価値は、デリバティブの帳簿価額の基礎として理解可能な測定である デリバティブを普通株式と同様に扱い、期中の平均公正価値の相対的比 	 デリバティブの公正価値の変動額はインプットが開示されていない限り、当該商品のリターンに関する重要な予測価値がない デリバティブの公正価値の変動額が期中の包括利益を上回り、普通株式への経済的なリターンがプラスであっても帰属される包括利益がマイナスとなる可能性がある 普通株式のPER及びPBRを歪める 計算にはデリバティブの期中平均公正価値が必要となる
期 中 平 均 (3)	率に基づき、包括利益を配分することになるため、期中の業績をより良く反映できる ・デリバティブを普通株式と同様に扱い、期末の公正価値の相対的比率に	期末の帳簿価額は有用な情報とならない可能性がある業績の配分を正確に表せない可能性がある
期末日	基づき、帳簿価額を決定することに なるため、期末の帳簿価額をより良 く反映できる	

質問8

IASB の予備的見解では、収益と費用の帰属を普通株式以外にも拡張することは、資本性金融商品の間のリターンの分配を分析する財務諸表利用者に有用であると考える。こうした考えに、同意するか、同意しないか。また、それはなぜか。

また、IASB の予備的見解では、非デリバティブ資本性金融商品の帰属の計算は、既存の IAS 第 33 号に基づくべきであると考えている。こうした考えに、同意するか、同意しないか。また、それはなぜか。

デリバティブ資本性金融商品の帰属については、次のアプローチを検討したものの、予備的見解には至っていない。どのアプローチが望ましいと考えるか。

- (1) 全面公正価値アプローチ
- (2) 期中平均アプローチ
- (3) 期末日アプローチ

(4) 開示のみ、帰属を行わない

第7章「開示」の概要

DP の説明

- 40. IASB は、金融負債と資本性金融商品の開示を潜在的に改善する開示項目として、 次の点を識別した。
 - (1) 清算時の優先度
 - (2) 普通株式の潜在的希薄化
 - (3) 契約条件
- 41. 前項(1)の清算時の優先度について、IASB は、帳簿価額で開示するか、公正価値で 開示するか又はそれらの両方について開示するかについて検討したものの、予備 的見解には至らなかった。
- 42. 本資料の第 40 項(2)の普通株式の潜在的希薄化について、IASB の予備的見解として、本開示の目的に適合する情報は以下の通りである。
 - (1) 普通株式を希薄化する可能性のある全ての金融商品のリスト
 - (2) 普通株式を潜在的に希薄化する可能性のある金融商品のグループに関する次の情報
 - ① 決済に必要な株式数を含む契約条項
 - ② 株式による決済日
 - ③ 報告期の最終日の状況下を前提とした決済時の受渡し株数
 - (3) 発行済み株式の株式数に関する調整表及び期中の潜在的な最大株式増加数
- 43. 本資料の第 40 項(3)の契約条件について、IASB の予備的見解として、金融負債と 資本性金融商品について、キャッシュ・フローの金額とタイミングに影響を与える 契約条件について追加的な情報が提供されなければならないとされている。そう した情報は以下の情報を含むとされている。
 - (1) 決済の金額を決定する契約条件
 - (2) オプションや偶発条項の影響を含む決済のタイミング

質問9

IASB の予備的見解としては、次の情報を財務諸表の注記において提供することは、財務諸表利用者にとって有用である。

IASBの予備的見解に同意するか、同意しないか。また、それはなぜか。

- (1) 清算時の優先度
- (2) 普通株式の潜在的希薄化
- (3) 契約条件

第8章「契約条件」の概要

DP の説明

- 44. DPでは、IAS 第 32 号の適用対象範囲に含まれる金融商品を検討対象としており、IAS 第 32 号第 11 項では、金融商品を「一方の企業にとっての金融資産と、他の企業にとっての金融負債又は資本性金融商品の双方を生じさせる契約」と定義している。このため、IFRS 基準における金融商品は、企業に生じる権利及び義務が契約から生じるものであり、契約上のものではない権利及び義務(例えば、政府が課している法令上の要求事項から生じる権利及び義務) は金融商品とされない¹⁰。
- 45. この点、企業に生じる権利及び義務が契約上のものであるか、そうでないかを判断 することが困難な場合もある。このため、DPでは、当該判断に関連する次の2点 について検討している。
 - (1) 経済的強制及び間接的な義務
 - (2) 契約と法律との間の関係

(経済的強制及び間接的な義務)

46. 金融商品には、その契約条件により、発行者(企業)に代替的な決済方法を選択する権利があるものがある。こうした権利には、仮に他の決済方法が存在しなければ 負債の定義を満たすような決済方法(負債となる決済方法)を企業が選択する権利

¹⁰ IAS 第 32 号第 13 項では、「『契約』及び『契約上の』という用語は、当事者には回避する自由裁量が(仮にあったとしても)ほとんどないという明確な経済的影響のある、複数の当事者間の合意を指している。これは、通常、当該合意は法律により強制可能であるためである。」とされている。

が含まれる。このような選択の権利を有する金融商品として IFRS 解釈指針委員会で検討した事例には、例えば、次のようなものがあるとされている。

- (1) 発行した優先株式のうち、企業が所定の日に償還することが認められているもの。企業がこの優先株式を当該所定の日に償還しない場合には、配当率及びその結果としての償還金額が時とともに逓増する率で増加する(「ステップアップ配当条項付きのコーラブル優先株式」)。
- (2) 発行者の選択により固定数の普通株式に転換できる金融商品
- 47. このような商品は、負債となる決済結果を選択する経済的インセンティブを企業に促す場合があり、経済的インセンティブが非常に強く、企業が負債となる決済方法を選択することを「経済的に強制されている」と見られる場合がある。こうした経済的インセンティブについて、負債と資本を分類する際に考慮すべきかどうか、考慮する場合に経済的インセンティブを経済的強制とどの程度強く関連付けるべきかについて、関係者の間で認識は共有されていない。

<u>DP における分析</u>

- 48. DP では、リバース転換社債(発行者(企業)が所定の金額の現金又は固定数の企業自身の株式のいずれかを引き渡すオプションを有する社債)を例に、負債と資本の代替的な分類結果を検討している。このリバース転換社債に、経済的インセンティブを考慮せずに IASB の選好するアプローチを適用すると、その全体が資本となるが、当該分類結果に関して、次の2つの見解が紹介されている。
 - (1) 当該分類は企業の異なる権利及び義務を忠実に表現している(見解 A)。
 - (2) 当該分類は、現金決済の選択肢が選択される可能性が高い場合に、直観に反する(見解B)。
- 49. この点、DP では、金融商品が負債と資本のいずれに分類されるべきかを検討する にあたって次のように考え、見解 A に沿った見解を示している。この見解は、IAS 第 32 号 AG26 項における過去の結論 11 とも整合的である。
 - (1) 企業が、経済的資源を引き渡す権利を有しているかどうかに目的適合性はなく、

¹¹ IAS 第 32 号 AG26 項は、優先株式を資本性金融商品と金融負債のいずれに分類するかは、分配の実績、将来に分配を行う意図、優先株式に配当が支払われなかった場合に普通株式の配当が制限されることによって企業の普通株式の株価に対して考えられる悪影響、企業の剰余金の金額、企業の純損益、企業が純損益の金額に影響を与える能力の有無などの影響は受けないとしている。

企業が経済的資源を引き渡す回避不可能な義務を負っているかどうかに目的 適合性がある。

- (2) 経済的インセンティブは、権利や義務ではなく、企業や保有者が特定の権利を 行使する可能性に影響を与える要因である。
- 50. ただし、資本となる決済方法が、構造的にアウト・オブ・ザ・マネーとなることがあり、その場合、負債となる決済方法の価値が、資本となる決済方法の価値よりも常に低い状態となるため、企業が負債となる決済方法を選択することが常に企業にとって有利となるとされている¹²。IAS 第 32 号第 20 項は、このような金融商品を、現金又は他の金融資産を引き渡す契約上の義務を明示的に定めていなくても契約条件により間接的に義務を設定している可能性のある金融商品の例として示している¹³。
- 51. このため IASB の予備的見解としては、前項のような場合に対処するために、IAS 第 32 号第 20 項の間接的義務の要求事項を残すべきとされる。その場合、IASB の 選好するアプローチの負債の定義に沿うように、負債となる義務には、清算前に現金又は他の金融資産を引き渡す義務だけでなく、企業の経済的資源から独立した 金額の義務も含める必要があるとされている。

現金又は他の金融資産を引き渡す契約上の義務を明示的に定めていない金融商品であって も、契約条件により間接的に義務を設定している場合がある。例えば、

- (a) 金融商品が含んでいる非金融的義務が、企業が分配の実行又は当該金融商品の償還を 行えない場合に、かつ、その場合にのみ、決済しなければならないものであることが ある。企業が当該非金融的義務を決済することによってしか現金その他の金融資産の 移転を回避できない場合には、当該金融商品は金融負債である。
- (b) 金融商品は、決済時に企業が次のいずれかを引き渡すことを定めている場合には、金融負債である。
 - (i) 現金又は他の金融資産
 - (ii) 企業自身の株式 (その価値が、現金又は他の金融資産の価値を十分に上回るように決定されている)

当該企業は、現金又は他の金融資産を引き渡す明示的な契約上の義務を有していないが、株式決済の選択肢の価値を考えると、当該企業は現金で決済するであろう。いかなる場合でも、保有者は少なくとも現金決済の選択肢と同額の受取りを実質的に保証されている。

¹² 例えば、企業が発行した請求権が、普通株式 80 株の公正価値と等しい金額の現金を支払う (負債となる決済方法)か、普通株式 100 株の引渡し(資本となる決済方法)によって決済 可能である場合、負債となる決済方法の価値(株価×80 株)が資本となる決済方法の価値 (株価×100 株)よりも常に低く、負債となる決済方法を選択することが常に企業にとって有 利である。

¹³ IAS 第 32 項第 20 項は次のとおりである。

質問 10

IASB の予備的見解は、次の通りである。

- (1) 発行者が権利を行使するかどうかに影響を与え得る経済的インセンティブは、金融商品を金融負債又は資本性金融商品に分類する際に考慮するべきではない。
- (2) IAS 第 32 号第 20 項の間接的な義務の要求事項を維持すべきである。

IASBの予備的見解に同意するか、同意しないか。また、それはなぜか。

DP の説明(つづき)

(契約と法律との間の関係)

- 52. IFRS では、金融商品を契約に基づく権利と義務により定義している。本項目では、 当該権利や義務の履行が法令の影響を受ける可能性がある場合に、負債と資本の 分類は契約に基づく権利と義務のみを考慮すれば足りるのか、当該権利や義務に 影響を与える可能性のある法令も考慮するのかが論点とされている。
- 53. 具体的には、法令の影響を受ける権利及び義務の例として次があるとされている。
 - (1) 条件付転換社債 (Contingent Convertible Bonds; CoCo 債): 法令上の要求事項の結果として普通株式に条件付きで転換可能な債券。企業が発行した特定の種類の請求権に条件付きの転換特性を課す法律に基づく¹⁴。
 - (2) 強制的な株式公開買付(Mandatory Tender Offer; MTO): 法律上の要求により、上場会社の支配持分を獲得した企業が、公開買付の方法により、買収価格以上の価格で非支配持分の保有者から残余持分を取得することが義務付けられるものをいう。法律で認められた株式買取請求権に応じる義務は、売建プット・オプション(契約で認められた株式買取請求権に応じる義務)に類似して

¹⁴ IFRS 第9号 B4.1.13 項では、金融資産を償却原価で測定すべきかの判断の要件の1つ(当該金融資産が元本及び元本残高に対する利息の支払のみを生じる(いわゆる SPPI 要件))の充足の判定例を説明している。その中の金融商品 E については、国の破綻処理機関が、法令に基づいて、発行者が著しい財政上の困難を有している等を判断した場合に、その額面を切り下げるか又は発行者の一定数の普通株式に転換する権限を有していることが想定されており、この場合の当該権限及びそれによる支払をいわゆる SPPI 要件の充足の判定にあたり考慮するか否かが分析されている。この例では、当該権限等は金融商品の契約条件ではないため、当該金融商品がいわゆる SPPI 要件の充足の判定にあたって考慮しないとされている。

いる。

54. DP における予備的見解では、基本的に、法令の影響は考慮しないとしている。これは、金融商品の会計処理や表示を定めた現行の IFRS 第 9 号及び IAS 第 32 号は、契約上のものではない権利や義務を基準の範囲から除く記述があるためであり 15、もし、法令の影響を考慮するとした場合には、IFRS 第 9 号や IAS 第 32 号の範囲を根本的に変更する可能性があるためである。

ただし、IFRIC解釈指針第2号「協同組合に対する組合員の持分及び類似の金融商品」が区分の日における国内法令に言及している点については、非常に個別的な事実パターンのために開発された限定的なものであり、法令の影響を考慮することを認めることとしている。

質問 11

IASB の予備的見解は、企業は IAS 第 32 号及び IFRS 第 9 号と整合的に、契約条件に基づき IASB の選好するアプローチを適用するということである。IASB の予備的見解に同意するか、同意しないか。また、それはなぜか。

以上

¹⁵ 本資料の第44項及び脚注14を参照。

(別紙1) DP 第1章-第3章の概要 (第73回 ASAF 対応専門委員会資料(2)-2)

第1章「目的、範囲及び課題」の概要

DP の説明

1. 本章では、IAS 第 32 号「金融商品:表示」(以下「IAS 第 32 号」という。)で扱う 金融負債と資本性金融商品の区分に関して、これまで利害関係者から指摘された 課題と、当該課題への対応方針案を説明している。

(IAS 第 32 号の課題)

- 2. IAS 第 32 号で扱う金融負債と資本性金融商品の区分に関しては、これまで次の課題が指摘されてきたとされている。
 - (1) 概念上の課題 (DP1.28 項-1.32 項)

企業自身の株式を引き渡して決済する義務を金融負債と資本性金融商品のいずれに分類するかについて、取扱いは明確だが、その根拠が明確でない。また、企業自身の株式は経済的資源に該当しないため、企業自身の資本性金融商品を引き渡す契約上の義務も金融負債に分類する IAS 第 32 号の定義は、負債を「経済的資源を移転する現在の義務」とする概念フレームワークの定義と整合していない。このため、IFRS 基準全体での整合性を図ることが困難となっている。さらに、分類の根拠が明確でないため、分類の結果が有用な情報を提供しているかについて疑問が持たれている。

(2) 適用上の課題 (DP1.35 項-1.37 項)

金融負債と資本性金融商品の区分の根拠が不明確であるため、詳細なガイダンスが提供されていない金融商品の分類が困難であり、実務が多様化している16

¹⁶ DP では、次の商品や契約が例示されている (DP1.36 項)

⁽¹⁾ デリバティブ金融商品:いわゆる「固定対固定条件」(契約が固定額の現金又は他の金融資産と自社の固定数の資本性金融商品と交換する場合には資本とされ、それ以外の場合には負債とされる分類の条件)の適用に不明確さがある。特に、希薄化防止条項が含まれる場合のガイダンスが求められている。

⁽²⁾ 外貨建株主割当発行:いわゆる固定対固定条件の例外として資本に分類されるが、他の商品(外貨建転換社債における転換オプション)との不整合が指摘されている。

⁽³⁾ 企業自身の株式を償還する義務を含む契約:償還金額の現在価値を金融負債として(総額で)表示する必要があるか否かについて疑問が提起されている。

⁽⁴⁾ 条件付決済条項:負債部分について、条件付であることを含むべきか否かについて疑問

(3) 情報提供に関する課題 (DP1.33 項-1.34 項)

金融負債又は資本性金融商品は様々な特性を有している可能性があり、金融負債と資本性金融商品のいずれかに分類しただけではその一部の特性に関する情報しか提供できない。

(IAS 第 32 号の課題への対応方針)

- 3. DPは、負債と資本の 2 元的な区分を前提として、次の方針で検討を行っている。
 - (1) IAS 第 32 号の見直しは、特定の部分についてではなく、その全体について行 うものの、IAS 第 32 号は大部分の金融商品に問題なく適用され金融危機時に も根本的な問題はなかったため、IAS 第 32 号の分類結果を不用意に変更する ことはせず、分類の原則の根拠を明確化する。
 - (2) 企業自身の株式と交換に決済する契約上の権利又は義務(又はその両方)の分類に関して、首尾一貫性、完全性及び明瞭性を改善する。
 - (3) 負債と資本の区分以外の表示や開示による情報提供の必要性も検討する。
 - (4) 金融負債に適用される認識及び測定の要求事項を変更しない。認識及び測定については、基本的に IFRS 第9号「金融商品」及び IFRS 第13号「公正価値測定」が適用される。
- 4. IASB は、金融負債又は資本性金融商品への分類や、請求権の特徴に関する情報の 提供は財務諸表利用者の意思決定に影響を与える重要な課題であると捉えている。 また、継続的な金融イノベーションにより IAS 第 32 号の対象となる請求権の多様 性が増している。このため、DP では、本資料の第 2 項の課題は基準レベルの解決 策を検討するに値するとしている。具体的に、IASB は次のことを行っている。
 - (1) 負債又は資本への分類の基礎となる根拠を提供するアプローチを開発した。
 - (2) (1)の根拠に基づいて、金融負債又は資本性金融商品への分類のための原則を明確にし、IAS 第 32 号の適用についての課題への対応について検討した。
 - (3) 金融商品の表示及び開示の原則を開発した。

が提起されている。

⁽⁵⁾ 契約条件:請求権の発行者の義務が、経済的インセンティブや法令など、契約条件以外 の影響を受ける場合の取扱いが明確でない。

質問1

1.23 項から 1.37 項は、識別された課題を記述し、それらの原因の説明を示している。

- (a) 課題及びそれらの原因についての記述に同意するか。 賛成又は反対の理由は 何か。課題の原因となっている他の要因があると考えるか。
- (b) 識別された課題は財務諸表利用者にとって重要で、基準設定活動を必要とするのに十分なほど広範なものであることに同意するか。 賛成又は反対の理由は何か。

第2章「IASBの選好するアプローチ」の概要

DP の説明

5. 本章では、負債と資本の区分が財務諸表利用者のどのような評価に役立つかを検 討したうえで、負債と資本の区分に関する原則(「IASB の選好するアプローチ」) を提案している。

(財務諸表利用者にとって目的適合性のある請求権の特性)

- 6. DP は、請求権の特性は、企業のキャッシュ・フローが企業に対する請求権の保有者の間でどのように分配されるのか、に影響を与えるものであり、そうした請求権の特性を、単純な債券(例えば、CU100の現金を2年後に支払う義務)と普通株式をもとに、以下のように識別した。
 - (1) 清算時以外の所定の時点に経済的資源を移転することを企業に要求するか(債券は2年後、株式は清算時)。
 - (2) 企業が移転することを要求される金額がどのように決定されるか(債券の場合は固定金額、株式は純資産に対する比例的な取り分)。
 - (3) 企業が移転することを要求される経済的資源の種類は何か(債券の場合には現金)。
 - (4) 請求権の優先度(債券は株式よりも優先される)。
- 7. 前項を踏まえて、DPは、IASBの「財務報告に関する概念フレームワーク」における記述や、これまでの負債と資本の区分に関するプロジェクト(FICE プロジェクト)を通じての財務諸表利用者及びその他の利害関係者からのフィードバックを

もとに、請求権の特性の情報に関係して財務諸表利用者の行う評価として、次の評価を識別している。

- (1) 資金流動性及びキャッシュ・フローに関する評価
 - ① 企業が期限到来時に義務を履行するために必要とされる経済的資源を有しているか。
- (2) 貸借対照表ソルベンシー及びリターン(発生主義に基づいて計測されるリターン) に関する評価
 - ① ある時点において、企業が義務を履行するために十分な経済的資源を保有しているか
 - ② 請求権が達成することを義務付けているリターンを満たす経済的資源に対する十分なリターンを企業は生み出したか
- 8. 前項のそれぞれの評価については、請求権の特性との関係を含め、図表 1 のとおり整理されている。

図表 1 財務諸表利用者が行う評価と情報提供される請求権の特性との関係

	資金流動性及び CF に関する評価	貸借対照表ソルベンシー及びリターン
	(DP2. 19-2. 25 項)	に関する評価(DP2.26-2.31 項)
評価内容	企業が期限到来時に義務を履行するために必要とされる経済的資源を有しているか	ある時点において企業が義務を履行するために十分な経済的資源を保有しているか請求権が要求しているリターンを満たすために十分な経済的資源に対するリターンを企業が獲得したか
理由	経済的資源の移転を要求する時点が特定されることで、その時点に、義務の履行の必要な種類の経済的資源(例えば、現金)を有していないリスクが生じるため。	請求権の金額の定め方や他の請求権と の間の優先順位によって、履行する義 務の金額が企業の利用可能な経済的資 源を上回るリスクが生じるため。
利用者が評価にあたり考	・現金を生み出す時期と支払時期との 関係・調達と運用の流動性のミスマッチの 程度・企業が晒されている市場流動性と金 融市場の流動性の程度、等	 義務を履行するための十分な経済的 資源の有無や不足の場合の各請求権 の間での不足の配分方法 利用可能な経済的資源の変動に対応 して変動する請求権を有する程度 請求権の発行又は再調達により、新 規の経済的資源の獲得や既存の経済 的資源を維持する能力
主要情報	経済的資源を清算時以外の所定の時点 に移転することを要求する請求権と、 要求しない請求権を区別できる情報	企業の利用可能な経済的資源とは独立 した金額の請求権と独立していない金 額の請求権を区別できる情報
次善情報	流動・固定や流動性の序列等の追加的 な情報、満期分析に関する情報	優先劣後関係の順序や様々なペイオフ に関する追加的情報
財務業績の評価との	経済的資源の移転のタイミングに関する情報は、財務業績の評価への目的適合性はない。	概念フレームワーク 1.17 項で検討しているように、発生主義会計は、企業の過去及び将来の業績を評価するためのより良好な基礎を提供する。取引及び他の事象が企業の請求権に与える影響は金額の描写によって捕捉される。

(分類により描写されるべき特徴、表示又は開示により描写されるべき特徴)

- 9. IASB の予備的見解としては、図表 1 の主要情報を財政状態計算書における負債と 資本の区分により提供し、次善情報を他の表示や開示により提供すべきとしてい る。
- 10. 図表 1 の主要情報に基づき、「IASB の選好するアプローチ」は、請求権が次のいずれかの義務を含んでいる場合には、当該請求権を負債に分類し、いずれも含んでいない場合には、資本に分類することとされている¹⁷。
 - (1) 経済的資源を清算時以外の所定の時点に移転する回避不可能な義務(資金流動性及びキャッシュ・フローに関する評価に関係する。以下「時点特性の要件」という。)

なお、DPでは、検討の対象を IAS 第 32 号の適用対象である金融商品としているため、「経済的資源」については、「現金又は他の金融資産」と同じ趣旨で用いられている。

(2) 企業の利用可能な経済的資源¹⁸と独立の金額¹⁹に対する回避不可能な義務(貸借対照表ソルベンシー及びリターンに関する評価に関係する。以下「金額特性の要件」という。)

図表 2 IASBの選好するアプローチ

		金額特	性の要件
		企業の利用可能な経済的資	企業の利用可能な経済的資
		源とは独立の金額に対する	源とは独立の金額に対する
		義務がある	義務がない
時点特性	経済的資源を清算 時以外の所定の時 点に移転する義務 がある	負債 (例)普通社債	負債 (例)公正価値で償還され 得る株式
世の要件	経済的資源を清算 時以外の所定の時 点に移転する義務 がない	負債 (例)株式決済社債	資本 (例)普通株式

¹⁷ IASB の議論の過程で、「ガンマ・アプローチ」と呼ばれていたものと同様である。DP は、(1)と(2)のどちらか片方の特性のみに基づいて分類した場合、分類の原則は単純化されるものの、表示や開示により追加提供すべき情報が多くなるとしている。

33

^{18 「}企業の利用可能な経済的資源」については、第14項を参照。

^{19 「}独立」については、第14項を参照。

- 11. IASB の選好するアプローチでは、前項の 2 つの特性のうち片方しか有していない請求権でも負債に分類されるが、どの特性を有するかという追加の情報を提供するために、片方の特性しか有していない請求権を負債の部の中で区分表示することが検討されている (DP 第 6 章で検討)。
- 12. また、図表 1 の次善情報も財務諸表利用者にとって目的適合性があるため、こうした特性に関する情報を、他の表示や開示によって提供することが検討されている (DP 第 6 章及び第 7 章で検討)。

質問2

IASB の選好するアプローチは、請求権が次のいずれかを含んでいる場合には、当該請求権を負債に分類する。

- (a)経済的資源を、清算時以外の所定の時点において移転する回避不可 能な義務
- (b)企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額に対する回避不可能な 義務

これは、これらの両方の特性が、企業の財政状態や財務業績の評価への目的適合性があるためである。

IASB の予備的見解では、請求権に関する他の特性に関する情報は、表示及び開示を通じて提供されるべきである。

こうした提案に同意するか、同意しないか。また、それはなぜか。

第3章「非デリバティブ金融商品の分類」の概要

DP の説明

(IASB の選好するアプローチによる非デリバティブ金融商品の分類)

13. 非デリバティブ金融商品に対しては、IASBの選好するアプローチ(本資料の第 10 項)をそのまま適用することとなる。すなわち、非デリバティブ金融商品が次のいずれかを含んでいる場合には、当該非デリバティブ金融商品を負債に分類し、いずれも含んでいない場合には、資本に分類するとされている。

- (1) 清算時以外の所定の時点において現金又は他の金融資産²⁰を移転する回避不 可能な契約上の義務
- (2) 企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額に対する回避不可能な義務

IASB の選好するアプローチを非デリバティブ金融商品に適用する場合、次のようになると考えられる。

- (1) 単純な債券:負債
- (2) 固定金額の現金と同額の可変数の株式を引き渡す義務21:負債
- (3) 配当が固定額の累積型優先株式で期限のないもの²²: 負債(IAS 第 32 号では資本)
- (4) 普通株式:資本

企業の利用可能な経済的資源から独立した金額に関する追加的なガイダンス

- 14. 企業は、請求権の金額(検討対象の請求権の契約上の義務の金額)が企業の利用可能な経済的資源から独立しているかを契約条項により評価することとされ、次のいずれかに該当する場合に、企業の利用可能な経済的資源から独立しているとしている。(DP3.18項)
 - (1) 請求権の金額が企業の利用可能な経済的資源の変動の結果として変動しない。
 - (2) 請求権の金額が企業の利用可能な経済的資源の変動の結果として変動するものの、当該金額が企業の利用可能な経済的資源を上回る可能性があるように変動する²³。

ここで、「企業の利用可能な経済的資源」とは、企業の認識済み及び未認識の資産の合計から、検証対象の請求権以外の全ての請求権を差し引いたものをいう。

当該ガイダンスの趣旨については、DP では必ずしも明確ではないが、貸借対照

²⁰ 経済的資源を「現金又は他の金融資産」に置き換えている点については、本資料の第 10 項 (1)を参照のこと。

²¹ 我が国の場合、所定の時点で固定金額の現金と同額の可変数の普通株式を引き渡す強制転換型の優先株式が該当するのではないかと考えられるが、当該株式には、発行者及び/又は保有者の期限前償還(転換)オプションが付されていることが多いと考えられる。

²² 我が国でも発行例が見られる同条件の優先株式が該当すると考えられるが、当該株式には発行者及び/又は保有者の期限前償還(転換)オプションが付されることが多いと考えられる。

²³ DP では、金融商品の金額が、認識済み及び未認識の純資産の公正価値の変動の 2 倍に関連づけられている場合が例示されている。

表ソルベンシー及びリターンの評価では、履行する義務の金額が企業の利用可能 な経済的資源を上回るリスクに着目しており、当該リスクを生じる可能性のある ものとないものを区別するためではないかと考えられる。

15. 「企業の利用可能な経済的資源から独立」のイメージを図示するとともに、簡単な設例を示す。

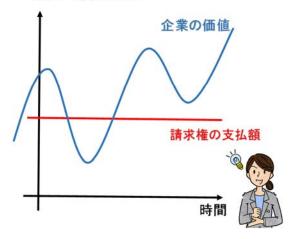
金額特性の区分

請求権の金額が企業の利用可能な経済的資源と「独立」の場合に、負債とされます。

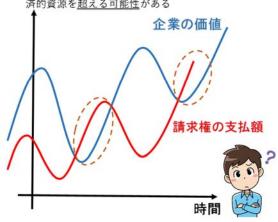
「独立」とは?



請求権の金額が利用可能な経済的資源に 合わせて変動しない



請求権の金額が利用可能な経済的資源の変動の結果、変動するが、当該金額が企業の利用可能な経済的資源を超える可能性がある



DP の記述を元に、ASBJ スタッフが作成した設例

請求権の金額が利用可能な経済的資源の変動の結果、変動する場合の例

企業の(認識済み及び未認識の)経済的資源

請求権 A (優先) : 固定金額 20

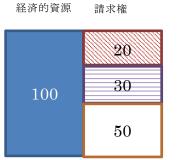
請求権 B (メザニン): 経済的資源合計の 30%

請求権 C (劣後) : 他の請求権を除いた後の残余金額

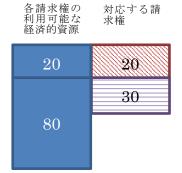
企業の(認識済み、未認識の)請求権はA、B、Cのみとする。

請求権Bについて、ケース1とケース2で、請求権と企業の利用可能な経済的資源 (経済的資源合計から請求権 A と請求権 C を除いて算定)を比較して、請求権と企 業の利用可能な経済的資源が独立か否かを分析する。

(ケース 1) 企業の経済的資源合計 100:請求権 B の利用可能な経済的資源は請求権 Aの20を除く80となる(請求権Cは残余のため0と仮定)。 請求権 B 30 (=100×30%) は、利用可能な経済的資源 80 を下回る。

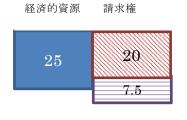




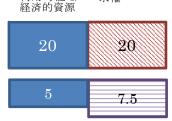


対応する請

(ケース 2) 企業の経済的資源合計 25:請求権 B の利用可能な経済的資源は請求 権 A の 20 を除く 5 となる。請求権 B 7.5 (=25×30%) は、利用可能な経済的資源 5を上回る。 各請求権の 利用可能な 対応する請 求権







(結論) ケース 2 のように、請求権 B は、当該請求権の金額が企業の利用可能な 経済的資源を上回る可能性があり(請求権は企業の利用可能な経済的資源と独 立)、負債となる。

非デリバティブ金融商品を構成要素とする複合金融商品

16. 非デリバティブ金融商品を構成要素とする複合金融商品について、企業は負債部分と資本部分を区分するとの IAS 第 32 号の要求事項を維持することを IASB の予備的見解としている。

質問3

IASB の選好するアプローチは、非デリバティブ金融商品が次のいずれかを含んでいる場合には、当該非デリバティブ金融商品を負債に分類する。

- (a) 清算時以外の所定の時点に、現金又は他の金融資産を移転する回避 不可能な義務
- (b)企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額に対する回避不可能な 義務

これは、金融商品に非デリバティブ金融負債の特性を有する決済結果が少なくとも1つある場合にもあてはまる。

この提案に同意するか、同意しないか。また、それはなぜか。

(別紙 2) DP の構成

タイトル	各章で検討する事項
第1章	IAS 第 32 号で扱う金融負債と資本性金融商品の区分に関し
目的、範囲及び課題	て、これまで指摘された課題と、当該課題への対応方針を説明
	している。この中では、主に、IAS 第 32 号における結果を不用
	意には変更しないものの、その根拠に不明確な部分があったと
	の課題意識から、当該論拠の明確化に焦点を当てる方針が示さ
	れている。
第2章	負債と資本の区分が財務諸表利用者のどのような評価に役
IASB の選好するアプ	立つかを検討したうえで、負債と資本の区分に関する原則
ローチ	(「IASB の選好するアプローチ」)を提案している。
第3章	前章の IASB の選好するアプローチを非デリバティブ金融商
非デリバティブ金融	品に適用した結果について、IAS 第 32 号の結果と比較しながら
商品の分類	説明している。また、IAS 第 32 号にある一部のプッタブル金融
	商品を資本に分類する例外措置を維持することを提案してい
	る。
第4章	IASB の選好するアプローチをデリバティブ金融商品へ適用
デリバティブ金融商	する際に、デリバティブに適した表現に修正することを提案し
品の分類	ている。また、IASBの選好するアプローチをデリバティブ金融
	商品に適用した結果について、IAS 第 32 号の結果と比較しなが
	ら説明している。
第 5 章	前章で議論されなかった一部のデリバティブ(負債と資本を
複合金融商品及び償	交換するデリバティブ) については複合金融商品の一部とされ
還義務の取決め	ることが多いことを踏まえて、追加の要件(金融商品の組成に
	関わらず全ての類似した契約上の権利及び義務を整合的に分
	類する)を提案している。
第6章	金融商品の特徴に関して金融負債と資本性金融商品の区分
表示	だけでは提供される情報が十分ではないとの認識から、財務諸
	表本体における追加の表示の可能性について検討している。具
	体的には、金融負債について、その一部を負債の部の中で区分
	表示し、発生した収益及び費用をその他の包括利益に認識する
	こと(ただし、リサイクリングしない)を提案している。また、
	資本性金融商品について、当期の包括利益を各資本性金融商品
	に割り当てる(帰属させる)ことを提案している。

審議事項(1)

第7章	金融商品の特徴に関して金融負債と資本性金融商品の区分
開示	だけでは提供される情報が十分ではないとの認識から、注記を
	通じた情報提供を検討している。優先度、普通株式の希薄化の
	可能性、及び契約条項に関する追加的開示を行うことを提案し
	ている。
第8章	金融負債と資本性金融商品の区分に際して、当該金融商品の
契約条件	契約上の条件のみに着目し、発行者の経済的インセンティブ及
	び法令などの契約上の条件以外の影響については考慮しない
	ことを提案している。

(別紙3) IAS 第32号との分類結果の比較(非デリバティブ)

請求権	IASBの選好するアプローチ	IAS第32号
普通社債	負債 ²⁴	負債
普通株式	資本	資本
公正価値償還株式	区分表示する負債	
(プッタブルの例	時点特性 ²⁵ :満たす	負債
外を満たさない)	金額特性26:満たさない	
公正価値償還株式		
(プッタブルの例	資本	資本
外を満たす)		
非償還累積型優先	負債	
株式	時点特性:満たさない	資本
1/1/1	金額特性:満たす	
非償還非累積型優	資本(帰属)	
先	時点特性:満たさない	資本
儿林八	金額特性:満たさない	
買戻条件付非累積		
型優先株式	負債	
(コールしない場	時点特性:満たさない	資本
合には5%のステッ	金額特性:満たす	
プアップ)		
固定金額の株式を	負債	
引き渡す義務	時点特性:満たさない	負債
刀で収り栽物	金額特性:満たす	
4年間に亘って固定	負債部分:固定金額の支払	 負債部分:固定金額の支払
金額と任意に普通	ス良印기・凹た亚根ツス仏	- 天原叩り・四た亚根ツス仏
株式配当に等しい	資本部分:配当相当額の支払	資本部分:配当相当額の支払
額を支払う義務	当初認識時は残余	当初認識時は残余

_

²⁴ FVPL であれば、IFRS 第 9 号に基づき、自己の信用リスクの変動に基づく公正価値変動は、 OCI で認識する (他の「負債」も同じ)。

²⁵ 本文第9項の時点特性の要件(清算時以外の所定の時点において、経済的資源を移転する 回避不可能な義務があること)を満たすか否かを記述している。以下、別紙3において同 じ。

²⁶ 本文第9項の金額特性の要件(企業の利用可能な経済的資源と独立の金額に対する回避不可能な義務があること)を満たすか否かを記述している。以下、別紙3において同じ。

審議事項(1)

	負債部分:清算時に固定金額	
非償還非累積型優	を支払う義務	
先株式(任意に分	時点特性:満たさない	負債部分:なし
配を支払い、清算	金額特性:満たす	
時には固定金額を	次十却八・八三の士士	
支払う義務)	資本部分:分配の支払 当初認識時は残余	資本部分:全体

(別紙 4) IAS 第 32 号との分類結果の比較 (デリバティブ)

	請求権	IASBの選好するアプローチ	IAS第32号	
((a) 固定金額の現金	(機能通貨) を受け取り、(b)金指	数の価値に紐付けられた可変数	
0	の普通株式を引き渡す、先渡し取引又は売却オプション			
		負債	負債	

	現物決済又は	負債	負債
		時点特性 ²⁷ :満たさない	
	純額株式決済	金額特性28:満たす	
		負債	負債
	純額現金決済	負債 時点特性:満たす	負債

(a)固定金額の現金 (機能通貨) を受け取り、(b)固定数の普通株式を引き渡す、先渡 し取引又は売却オプション

	資本	資本
現物決済	時点特性:満たさない	固定対固定
	金額特性:満たさない	
	資本	負債
純額株式決済	時点特性:満たさない	
	金額特性:満たさない	
	区分表示する負債	負債
純額現金決済	時点特性:満たす	
	金額特性:満たさない	

(a) 固定金額の現金(外貨)を受け取り、(b) 固定数の普通株式を引き渡す、先渡し取引又は売却オプション

	区分表示する負債	負債
現物決済	時点特性:満たさない	外貨建株主割当増資の例外に該
	金額特性:満たす	当しない場合
	部分的に独立したデリバティブ29	

(a) 固定金額の現金(機能通貨)の支払の代わりに、既存の負債を消滅させ、(b) 固定

43

²⁷ 本文第9項のデリバティブに関する時点特性の要件(デリバティブが、企業に清算時以外の所定の時点に、その純額について、資産の引渡しを要求する可能性がある、及び/又は、資産を受け取る権利を含むこと)を満たすか否かを記述している。以下、別紙4において同じ。

²⁸ 本文第9項のデリバティブに関する金額特性の要件(デリバティブの純額が、企業の利用可能な経済的資源とは独立の変数の影響を受けること)を満たすか否かを記述している。以下、別紙4において同じ。

²⁹ 本文第 9 項(2)参照。

数の普通株式を引き渡す、先渡取引又は売却オプション				
	資本	資本		
現物決済	時点特性:満たさない			
	金額特性:満たさない			
4年以内に固定金額				
を支払う債券で、	負債部分:固定金額の支払	負債部分:固定金額の支払		
保有者のオプショ				
ンにより固定数の	 資本部分:転換権	 資本部分:転換権		
普通株式に転換で	当初認識時は残余	当初認識時は残余		
きる債券	= 1/4 hg have 1 100/24/1	- 17 MG 1994: 1 (01)2421		
4年以内に固定金額				
を支払う債券で、				
発行体のオプショ	 全体を資本	△ /+ <i>t</i> 次 +		
ンにより固定数の	主体を具体	全体を資本 		
普通株式に転換で				
きる債券				
4年以内に固定金額				
(外貨)を支払う	 全体を負債	 全体を負債		
債券で、保有者の				
オプションにより				
固定数の普通株式	 資本部分:なし	 資本部分:なし		
に転換できる債券				
(a) 固定数の普通株				
式を受け取り/消滅	負債部分:固定金額の支払			
させ/転換し、(b)4		償還金額の現在価値を負債とし		
年以内に固定金額	資本部分:固定数の株式を流	て認識し、資本から再分類する		
を支払う、売却オ	通させておく義務及び任意の			
プション	配当支払			